

旅客取扱関係規程類集 11 ICカード関係 ① ICカード取扱規則【新旧対照表】

【2021年9月15日より適用】

改 正	現 行
① ICカード取扱規則	① ICカード取扱規則
2016. 4. 1 制定	2016. 4. 1 制定
2017. 4. 1 改正	2017. 4. 1 改正
2018. 3. 17 改正	2018. 3. 17 改正
2019. 3. 16 改正	2019. 3. 16 改正
2019. 9. 1 改正	2019. 9. 1 改正
2019. 10. 1 改正	2019. 10. 1 改正
2020. 3. 16 改正	2020. 3. 16 改正
2020. 6. 1 改正	2020. 6. 1 改正
2020. 10. 12 改正	2020. 10. 12 改正
2021. 3. 27 改正	2021. 3. 27 改正
<u>2021. 9. 15 改正</u>	
(目的)	(目的)
第1条	第1条
（現行どおり）	（省 略）
(効力)	(効力)
第18条	第18条
(利用履歴の確認)	(利用履歴の確認)
第19条 旅客は、ICカードの利用履歴を当社が別に定める駅で次の各号のとおり確認することができる。	第19条 旅客は、ICカードの利用履歴を当社が別に定める駅で次の各号のとおり確認することができる。
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) (現行どおり)	(2) (省 略)
(3) ICカードのポストペイ機能で乗車した履歴は、前号の利用履歴のほか、履歴確認日が属する月の前月から起算して、 <u>過去15カ月以内</u> の利用履歴の明細（以下「利用明細」という。）を1カ月ごとに確認することができる。ただし、利用明細には他社局線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。	(3) ICカードのポストペイ機能で乗車した履歴は、前号の利用履歴のほか、履歴確認日が属する月の前月から起算して、 <u>過去6カ月以内</u> の利用履歴の明細（以下「利用明細」という。）を1カ月ごとに確認することができる。ただし、利用明細には他社局線の利用等、当社線の利用以外の履歴を含む。
(4) (現行どおり)	(4) (省 略)
2 前項の規定にかかわらず、次の場合は利用履歴を確認することができない。	2 前項の規定にかかわらず、次の場合は利用履歴を確認することができない。
(1) 出場処理がされていない利用履歴	(1) 出場処理がされていない利用履歴
（現行どおり）	（省 略）
(6) 一部の他社局線の利用履歴	(6) 一部の他社局線の利用履歴
(適用範囲)	(適用範囲)
第20条	第20条
（現行どおり）	（省 略）
(ICカード紛失等の再発行)	(ICカード紛失等の再発行)
第30条	第30条
附 則 (現行どおり)	附 則 (省 略)
別表第1号（第9条関係） (現行どおり)	別表第1号（第9条関係） (省 略)
別表第2号（第16条関係） (現行どおり)	別表第2号（第16条関係） (省 略)

※下線部が変更箇所です